

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月20日
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	金 英弘
【電話番号】	03 - 3296 - 6000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	安田アメリカ株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

安田アメリカ株式ファンド（以下「当ファンド」といいます。）
愛称として“グレートイーグル”という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です（以下「受益権」といいます。）。

なお、受益権の格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である安田投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。

なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

当ファンドは、原則として、日本経済新聞朝刊に「Gイーグル」の銘柄名で前日の基準価額が掲載されます。

（５）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」では、計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約を販売会社と結びます。

（６）【申込単位】

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（７）【申込期間】

平成22年7月21日から平成22年9月30日

委託会社の合併に伴い、委託会社を変更することとなった場合には、平成22年10月1日以降は、合併後の新会社において募集を継続します。

申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

原則として販売会社の本支店等とします。

販売会社については下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

（９）【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

なお、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日。）。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の合併について（お知らせ）

ファンドの委託会社である安田投信投資顧問株式会社は、MDAMアセットマネジメント株式会社と、平成22年10月1日をもって合併することになりました。安田投信投資顧問株式会社を委託会社とする投資信託契約に係る業務は、存続会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（合併後の商号：明治安田アセットマネジメント株式会社）に引き継がれ、安田投信投資顧問株式会社は合併により消滅いたします。

この合併に伴い、ファンドの委託会社を、明治安田アセットマネジメント株式会社とする信託約款の変更を予定しています。

a. 信託約款の変更の日程

ファンドの委託会社を変更することにつき、信託約款の規定に基づき、受益者からの異議申立ての受付および買取請求に関する手続きを以下の日程で行います。

1. 新聞公告日：	平成22年7月22日（日本経済新聞朝刊に掲載）
2. 異議申立期間：	平成22年7月22日から平成22年9月6日まで
3. 投資信託約款の変更日：	平成22年9月8日
4. 異議申立受益者の買取請求期間：	平成22年9月8日から平成22年9月27日まで
5. 投資信託約款変更の適用日（予定）：	平成22年10月1日(予定)

b. 信託約款の変更にかかる手続き

平成22年7月22日（公告日）現在の受益者で、信託約款の変更に関し異議のある方は、平成22年7月22日から平成22年9月6日までに、安田投信投資顧問株式会社に書面によりその旨を申し出ます。

異議の申し出のあった受益者の受益権の口数が平成22年7月22日（公告日）における受益権の総口数の2分の1を超えない場合、信託約款の変更をいたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的および基本的性格】

「安田アメリカ株式ファンド」（愛称：グレートイーグル）は、「安田アメリカ株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、S&P500種株価指数 採用銘柄を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エルエルシーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（株式一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

ファンドの特色

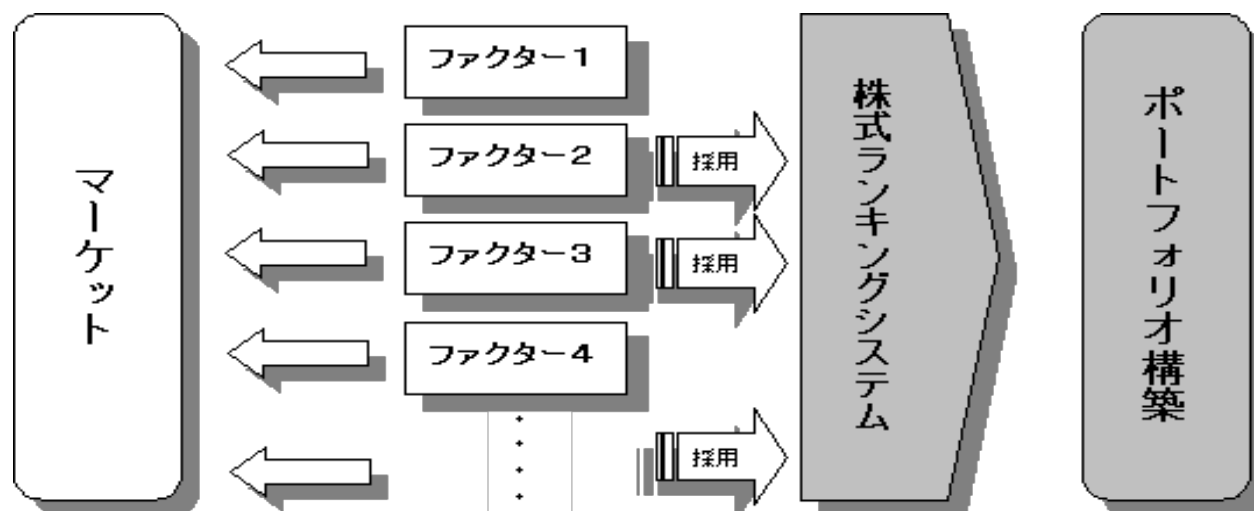
マザーファンドへの投資を通じて、S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

S&P500種株価指数をベンチマークとし、ベンチマークを上回る運用成果を上げることを目標に運用を行います。

クオンツ手法 を活用し最適ポートフォリオを算出します。

S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法により、個別銘柄の価格変動に影響を与えるファクターの分解・解析をベースにした最適ポートフォリオを算出し、厳格なりスク管理の下でベンチマークに対する安定した超過リターンを目指します。

当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターを特定化・計量化し、その中でも様々な運用環境下で有効だと考えられるファクターを組合わせて構築される独自モデル（株式ランキングシステム）により計測された個別銘柄株式ランキングに基づき運用を行う手法です。この運用プロセスは一貫して定量的に遂行されていきます。



株式の実質的な組入比率は、原則として高位を維持します。
外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

本商品は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P500が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&Pの当社に対する唯一の関係は、S&P及びS&P500の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&Pは、S&P500に関する決定、作成及び計算において、当社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行う。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。

S&Pは、S&P500の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&Pは、S&P500に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータの使用により、当社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはない。

（２）【ファンドの沿革】

平成12年4月25日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

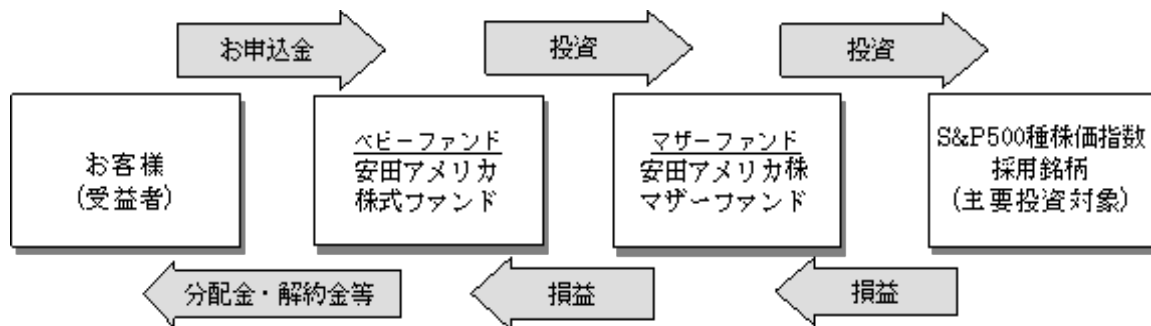
平成16年1月1日 「YPWアメリカ株式ファンド」から「安田アメリカ株式ファンド」へ
ファンド名変更

平成19年1月4日 投資信託の振替制度に移行するための変更

（３）【ファンドの仕組み】

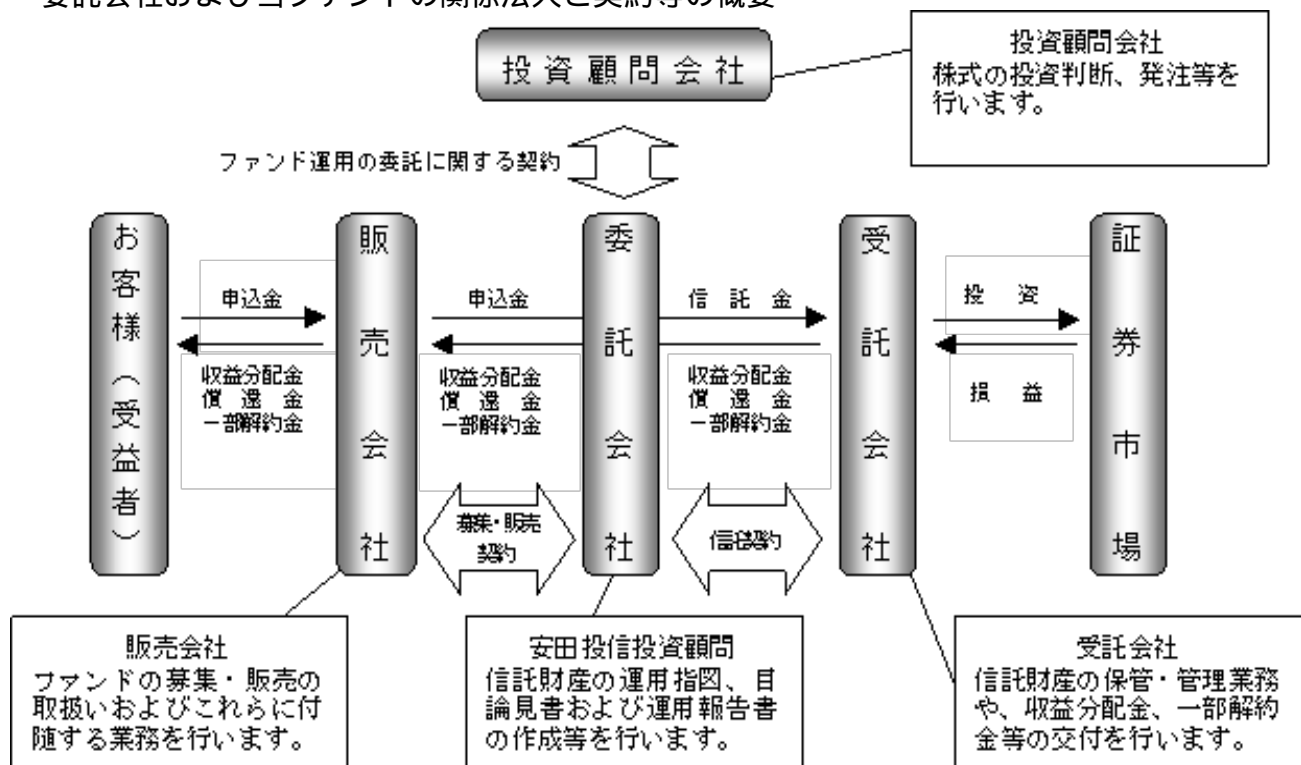
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、お客様（受益者）の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、マザーファンドの運用成果は全てベビーファンドに反映されます。



損益は全て投資家である受益者に帰属します。

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要



委託会社

安田投信投資顧問株式会社

委託会社は、ファンドの設定、信託約款の届出、信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

委託会社の概要は次の通りです。

資本金 26億円（平成22年5月末現在）

沿革

平成11年3月1日	「安田ペインウェバー投信株式会社」設立
平成11年3月25日	証券投資信託委託業認可取得
平成11年12月16日	関東財務局へ証券投資顧問業登録
平成15年6月26日	安田投信投資顧問株式会社へ商号変更
平成15年7月23日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成15年8月1日	安田投資顧問株式会社と合併
平成22年10月1日	MDAMアセットマネジメント株式会社と合併、明治安田アセットマネジメント株式会社に商号変更（予定）

大株主の状況（平成22年5月末現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	114,000株	98.62%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,600株	1.38%

受託会社

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の保管・管理業務、収益分配金・一部解約金・償還金等の交付等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に、委託することができます。

委託会社と受託会社との間には、受益者である投資家の利殖に資する目的で信託契約を結んでいます。

受託会社の報酬は、信託報酬から支弁されます。

販売会社

販売会社につきましては下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

販売会社は、当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務等を行います。

委託会社と販売会社との間には、販売契約が結ばれており、その概要は次の通りです。

募集・販売の取扱いおよび追加設定の申込事務、一部解約の実行の請求の受付、買取、収益分配金、一部解約金、償還金等の支払い等、税務の事務、宣伝広告および目論見書・運用報告書等の交付等を行います。

当ファンドの募集・販売の取扱いに関する報酬として、信託報酬から代行手数料が支弁されます。

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

投資顧問会社

UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク（以下「UBSアメリカズ」もしくは「投資顧問会社」ということがあります。）

UBSアメリカズは、当ファンドの投資顧問会社として、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに関し、株式の運用の指図に関する投資判断、発注等を行います。

委託会社とUBSアメリカズとの間には、ファンド運用の委託に関する契約が結ばれており、その概要は次の通りです。

円貨建短期資金の運用を除いた有価証券等の価値の分析等に基づく投資判断を行い、運用の指図を行います。

ファンド運用の必要に応じて、投資連絡会を開きます。

業務の遂行にあたっては、忠実に行うことを義務とし、秘密を厳守するものとします。

ファンド運用に係る投資顧問費用は、委託会社の報酬から支弁します。

契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

（UBSアメリカズの概要）

社名：UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク

UBS Global Asset Management (Americas) Inc.

沿革：1970年 DSI インターナショナル マネジメント インク

クオンツ・リサーチ会社として設立

1988年 大規模な年金ファンドに対し、グローバルな株式運用を開始

1999年 米国ペインウェバー・アセットマネジメントの100%子会社となる

2000年 UBSとペインウェバーの合併によりUBSグループの一員となる

2008年 同グループ内における組織再編により存続会社をUBSアメリカズとして同社と合併

特徴：UBSアメリカズは、機関投資家や法人等に対して幅広い運用商品とサービスを提供する資産運用会社です。運用を担当するクオンツ運用チームは、マーケットの状況を適確に把握した高度な計量分析手法によって、インデックスに対する超過リターンを得ることを目指しています。

2【投資方針】**（1）【投資方針】****1．基本方針**

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法**投資対象**

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とする安田アメリカ株マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、当該株式に直接投資する場合があります。

投資態度

- 1) 主としてS&P500種株価指数採用銘柄（マザーファンド受益証券を含みます。）を投資対象として、長期的な運用を行います。
- 2) マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) S&P500種株価指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標に運用を行います。
- 4) 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- 9) 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合もあります。

マザーファンドの投資方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

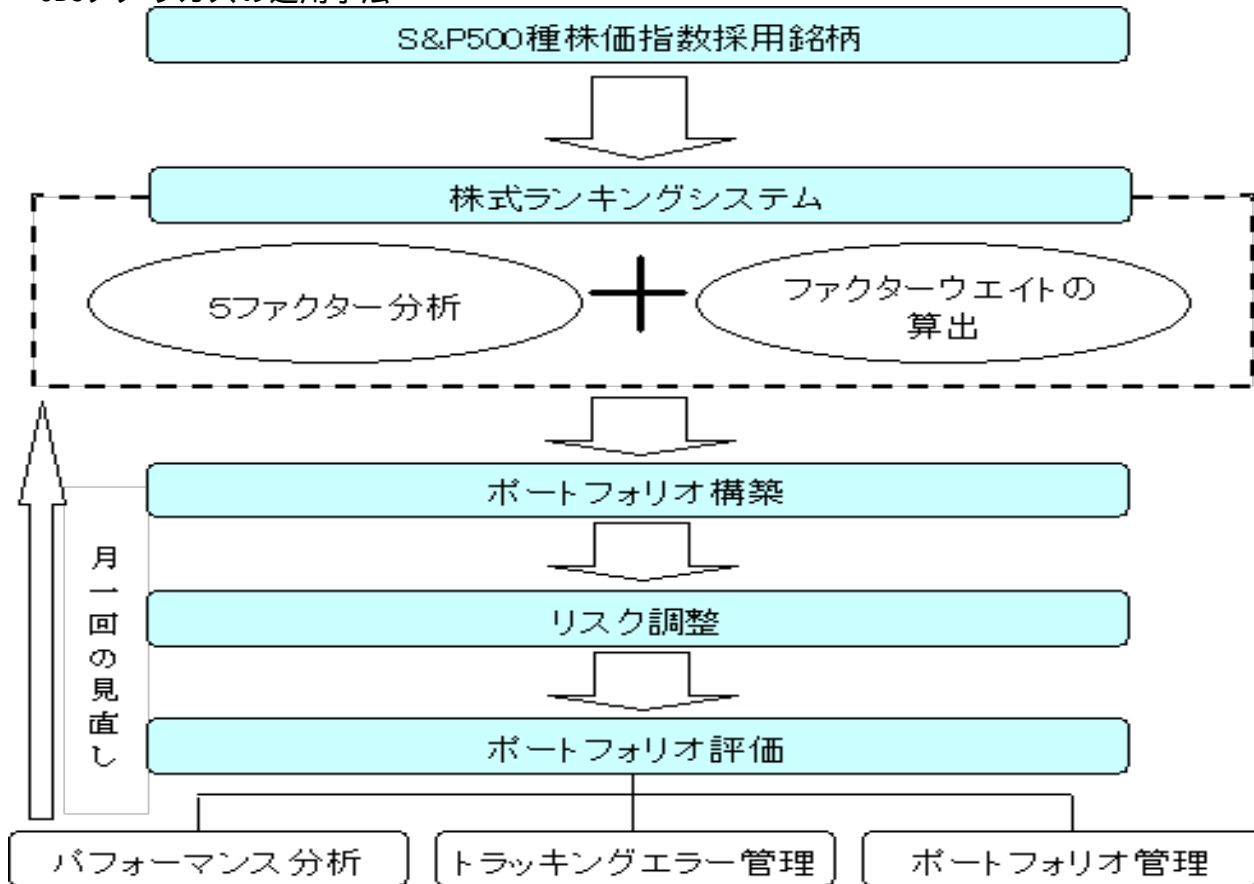
- 1) S&P500種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- 2) 運用指図に関する権限は、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク（以下「UBSアメリカズ」といいます。）に委託します。
- 3) UBSアメリカズが独自に開発したS&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
- 4) 株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- 9) 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。

3. 投資プロセス

銘柄の選定にあたっては、S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオント手法（「株式ランキングシステム」）を用い、ポートフォリオを構築します。

投資対象および投資制限は、原則として「安田アメリカ株式ファンド」と実質的に同様です。

UBSアメリカズの運用手法



1) UBSアメリカズの株式ランキングシステムは、

1. 多数のファクターの中から、収益予想データ関連、バリュエーション関連、成長性関連、収益性関連、安定性関連といった大きく5つに分類される独立のファクターについて、S&P500種株価指数に採用されている銘柄のランキングを作成する。

2. ファクター間のウェイトを統計学的手法によって算出する。

という2つの過程により個々の銘柄についてスコアリングを行い、ランキングします。その情報をもとにした計量分析によって、ポートフォリオを構築します。

2) UBSアメリカズでは、ファクターのウェイトの見直しを月に一回行い、マーケット環境に適合した運用を行います。

3) 個別銘柄ならびに各セクターのウェイトは、S&P500種株価指数のウェイトから大きく逸脱させることのないように設定し、トラッキングエラーの発生を低位に抑制します。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として安田投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された安田アメリカ株マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が

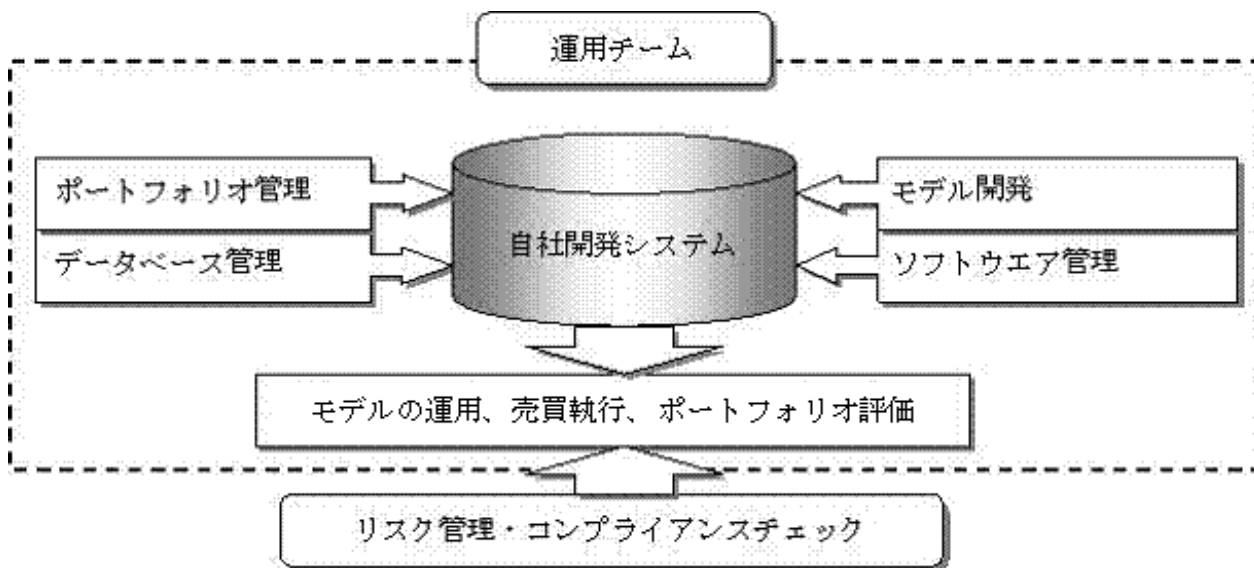
運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 の1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドは、UBSアメリカズが開発したシステムを用いてクオンツ運用を行います。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ構築からポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。

なお、当ファンドはUBSアメリカズの総勢12名程度からなるクオンツ運用チームにより運営されています。運用チームが独自開発した運用モデルを原則月一回アップデートし、モデルポートフォリオを決定、それに基づき当ファンドも運営されていきます。UBSアメリカズは「リスクマネジメントおよびリスクコントロールの原則」に則り、しかるべき法令・規則・規制および会計基準を遵守した運営を行っていきます。運用内容はUBSグループの内部監査部門により定期的に監査され、法令遵守状況は日々、コンプライアンス部門によりチェックされております。

下記体制は平成22年5月末現在のもので、今後変更となる可能性があります。



安田投信投資顧問とUBSアメリカズの間では、当ファンドに関し、運用ガイドラインが取り決められており、それに沿った運用が行われております。運用ガイドラインの主な内容は以下の通りです。

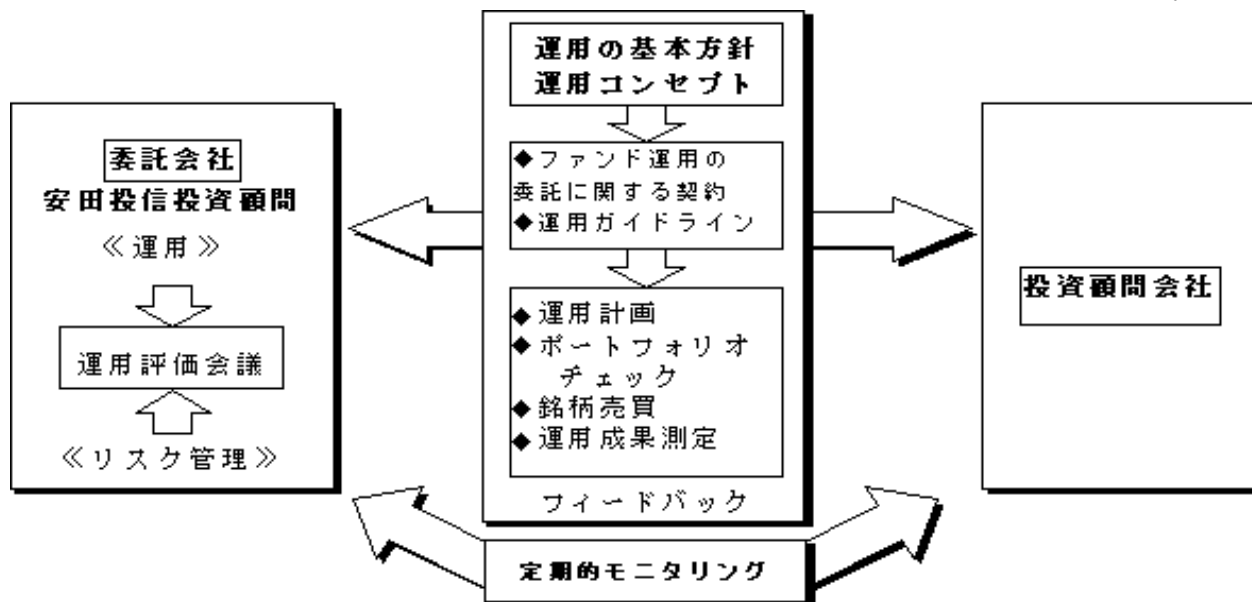
売買時の同一銘柄の組入比率は、S&P500種株価指数に同銘柄が占める比率±0.25%以内とします。

売買時のポートフォリオの各業種比率は、S&P500種株価指数における各業種が占める比率の80～120%の範囲で調整します。

運用ガイドライン等は今後変更となる可能性があります。

委託会社は、運用にあたって投資顧問会社に対して次の通り運用、管理を行っています。

なお、運用体制は平成22年5月末現在のもので、今後変更となる可能性があります。



安田投信投資顧問は、ファンドコンセプトに基づいてファンド運用の委託に関する運用の基本方針等を決定します。また、運用評価会議において運用ガイドライン遵守状況のチェックを行います。

投資顧問会社は、運用の基本方針および運用ガイドラインに則り投資環境予測に基づいて、運用計画案を作成し、運用を行います。

安田投信投資顧問と投資顧問会社は、投信運用管理部（9名程度）が行う定期的なモニタリングを通して、ファンドの運用方針、ポートフォリオ、運用成果等の運用状況に関する事項等について協議を行い、ファンドの適切な運営に努めております。また、安田投信投資顧問では、運用評価会議において運用パフォーマンス分析、ポートフォリオ特性の把握等、運用状況のレビューを行います。

受託会社に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照会等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年1回（毎年4月20日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

株式への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けませ

ん。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超える投資の指図をしません。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハ

に掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出により取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

公社債の空売りの指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前1)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 前1)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図を行うものとします。
- 4) 前1)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 2) 前1)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって投資信託財産の運用の指図その他の業務を施行しなければなりません。関係法令に定める主な規制は次の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に海外の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする有価証券には主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

株価変動リスク

株式の価格動向は、政治・経済情勢の影響を受けます。このため組入銘柄の値動きにより基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

流動性リスク

株式を売却する際に、期待される価格で売却できない場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

信用リスク

投資している株式を発行する企業の信用状況等の変化により、倒産もしくはそれに準じる状態に陥った場合、その企業の株式価値が大きく減少することもしくはなくなることがあります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外国建資産を主要投資対象としますので、為替動向によって基準価額は影響を受けます。一般的に、当該外貨に対し円安になれば、当該外貨建資産の価格の上昇要因となりますが、円高になれば、当該外貨建資産の価格の下落要因となります。したがって、為替変動等により外貨建資産の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に係る留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

(2) リスクに対する管理体制

ファンド運用の委託に関する契約先の投資顧問会社は、次のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。

- 1) 当ファンドは、S&P500種株価指数をベンチマークとしています。当ファンドの運用につきましては、それぞれの銘柄および業種の組入比率のベンチマークからの乖離を制限しており、ファンドの運用実績もベンチマークの推移と大きく乖離しないことが予想されます。また、組入銘柄は、原則としてS&P500種株価指数に採用されている銘柄であり、流動性も比較的高いと考えられます。これらにつき、独自のシステムで厳格に管理しているほか、独立した部門がリスク管理、法令遵守、運用ガイドラインに関するチェックを実施しております。
- 2) 当ファンドは、原則として、為替ヘッジを行いませんので、直接的に為替相場の変動の影響を受けません。

委託会社は次の体制によりリスク管理を行っています。

- 1) リスク管理部門は、個別銘柄およびセクター配分等ポートフォリオの状況、運用成果を定期的にモニタリングするとともに、投資顧問会社が運用の基本方針および運用ガイドラインに沿った

運用を行っているかにつき、定期的なフォローおよびチェックを実施しております。必要に応じて、投資顧問会社にフィードバックすると同時に運用評価会議に上程し検討を行っております。

2) 月次のコンプライアンス委員会において、法令遵守状況を報告し、必要に応じて投資顧問会社にフィードバックし状況改善を指示します。

上記リスク管理体制は平成22年5月末現在のもので、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありませぬ。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%（税抜1.30%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社、販売会社間の配分については、次の通りとします。

合計（年率）	内訳		
	委託会社	販売会社	受託会社
1.365% （税抜 1.30%）	0.5775% （税抜0.55%）	0.6825% （税抜0.65%）	0.1050% （税抜0.10%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬にはUBSアメリカズへの投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し、年0.2%の率を乗じて得た額とします。

(4)【その他の手数料等】

監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0105%（税抜0.01%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（該当日が休業日の場合は、翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産中から支弁します。この他に、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および外国における資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用等についても信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の譲渡損失については、申告分離課税を選択した収益分配金（配当所得）および上場株式等の譲渡益等との損益通算が可能になります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

個別元本について

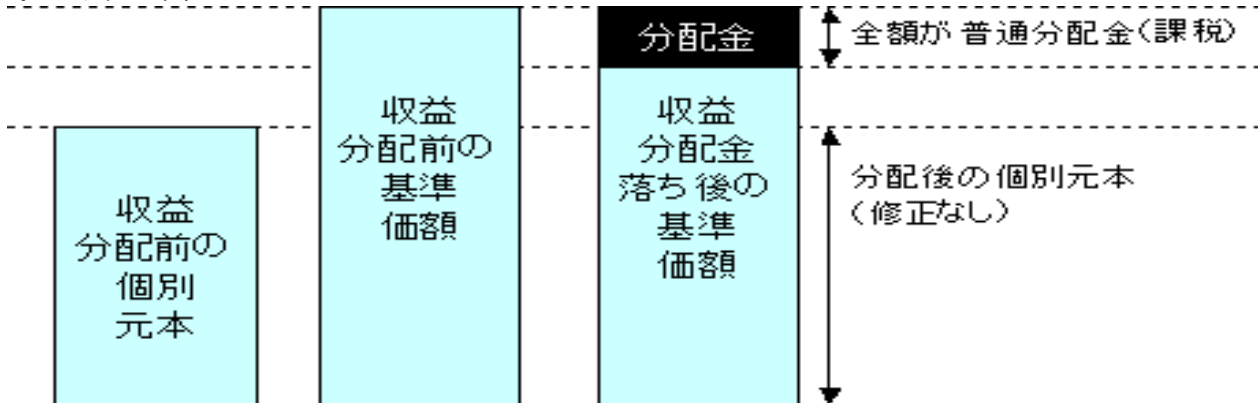
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

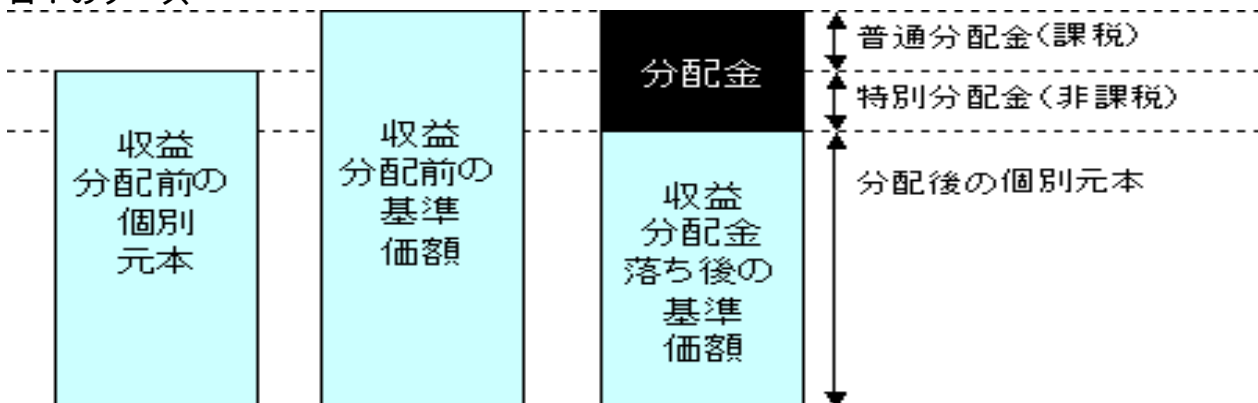
収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

イ．のケース



ロ．のケース



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

安田アメリカ株式ファンド

(平成22年5月31日現在)

資産の種類	国/地域	金額(円)	投資比率(%)
安田アメリカ株親投資信託受益証券	-	170,671,563	100.2
小計		170,671,563	100.2
現金およびその他の資産(負債控除後)		266,000	0.2
合計(純資産総額)		170,405,563	100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額(時価)の比率をいいます。

参考

親投資信託の投資状況は以下のとおりです。

安田アメリカ株マザーファンド

(平成22年5月31日現在)

資産の種類	国/地域	金額(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	920,479,981	95.9
投資信託受益証券	アメリカ	7,994,373	0.8
投資証券	アメリカ	712,030	0.1
小計		929,186,384	96.8
現金およびその他の資産(負債控除後)		31,048,620	3.2
合計(純資産総額)		960,235,004	100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額(時価)の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

安田アメリカ株式ファンド

(平成22年5月31日現在)

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	安田アメリカ株マザーファンド	-	親投資信託受益証券	229,335,614	0.8211	188,324,299	0.7442	170,671,563	100.2

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.2
合計	100.2

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考

親投資信託の投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

安田アメリカ株マザーファンド

（平成22年5月31日現在）

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	業種	株数 (株)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	5,114	6,210	31,761,720	5,520	28,232,361	2.9
2	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	946	22,571	21,353,099	23,481	22,213,290	2.3
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	7,813	2,821	22,046,498	2,355	18,405,849	1.9
4	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	1,486	12,057	17,918,163	11,437	16,996,111	1.8
5	THE PROCTER AND GAMBLE CO	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	2,860	5,767	16,494,453	5,578	15,953,445	1.7
6	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財	10,408	1,722	17,931,517	1,492	15,538,295	1.6
7	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	各種金融	4,289	4,128	17,708,914	3,614	15,500,659	1.6
8	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	各種金融	10,733	1,668	17,912,983	1,437	15,425,675	1.6
9	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,817	6,007	16,921,873	5,323	14,995,941	1.6
10	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	2,177	7,404	16,118,992	6,745	14,684,016	1.5
11	AT & T INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	6,536	2,403	15,710,062	2,218	14,502,292	1.5
12	WELLS FARGO & CO	アメリカ	株式	銀行	5,526	3,004	16,602,028	2,619	14,476,373	1.5
13	INTEL CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	6,314	2,184	13,794,021	1,955	12,349,301	1.3
14	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,663	2,462	13,942,439	2,114	11,975,770	1.2
15	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	保険	1,848	7,235	13,371,915	6,441	11,904,669	1.2
16	WAL-MART STORES, INC	アメリカ	株式	食品・生活必需品小売り	2,535	4,956	12,564,050	4,616	11,703,166	1.2
17	HEWLETT-PACKARD CO	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,708	4,879	13,214,488	4,201	11,376,776	1.2
18	PFIZER INC	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,671	1,528	11,727,038	1,390	10,667,686	1.1
19	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	221	50,075	11,066,785	44,301	9,790,694	1.0
20	COCA-COLA CO	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	2,082	5,038	10,490,999	4,693	9,771,521	1.0
21	MERCK & CO. INC.	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,017	3,268	9,861,423	3,076	9,280,997	1.0
22	PEPSICO, INC	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	1,492	6,028	8,994,200	5,742	8,567,788	0.9
23	SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	投資信託 受益証券	-	800	10,407	8,326,011	9,992	7,994,373	0.8
24	GOLDMAN SACHS GROUP INC	アメリカ	株式	各種金融	597	14,864	8,874,011	13,172	7,863,911	0.8
25	ORACLE CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	3,622	2,381	8,625,200	2,060	7,464,459	0.8
26	CITIGROUP INC	アメリカ	株式	各種金融	20,593	435	8,963,517	361	7,446,173	0.8
27	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	2,848	2,708	7,712,522	2,512	7,156,600	0.7
28	CONOCOPHILLIPS	アメリカ	株式	エネルギー	1,492	5,154	7,690,277	4,735	7,065,122	0.7
29	UNITED TECHNOLOGIES CORP	アメリカ	株式	資本財	1,117	6,716	7,502,888	6,152	6,872,306	0.7
30	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	1,641	4,669	7,662,045	4,028	6,610,928	0.7

	種類	業種	投資比率（％）
外国	株式	エネルギー	10.2
		素材	3.1
		資本財	8.0
		商業・専門サービス	0.3
		運輸	1.6
		自動車・自動車部品	0.7
		耐久消費財・アパレル	0.6
		消費者サービス	1.2
		メディア	2.6
		小売	5.3
		食品・生活必需品小売り	3.5
		食品・飲料・タバコ	5.0
		家庭用品・パーソナル用品	2.2
		ヘルスケア機器・サービス	5.4
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.1
		銀行	2.7
		各種金融	7.8
		保険	5.5
		ソフトウェア・サービス	8.4
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.8
		電気通信サービス	2.6
		公益事業	2.8
	半導体・半導体製造装置	2.5	
	投資信託受益証券	-	0.8
	投資証券	-	0.1
	合計		96.8

（注1）邦貨換算金額については、平成22年5月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により換算し、円未満を切捨てております。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

運用開始以来の各計算期末および平成21年5月から平成22年5月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。
安田アメリカ株式ファンド

	純資産総額（百万円）		1万口当たりの基準価額（円）	
	分配付	分配落	分配付	分配落
第1期末 （平成13年4月20日）	1,883	1,883	9,801	9,801
第2期末 （平成14年4月22日）	2,433	2,433	9,391	9,391
第3期末 （平成15年4月21日）	1,804	1,804	6,875	6,875
第4期末 （平成16年4月20日）	897	897	7,886	7,886
第5期末 （平成17年4月20日）	289	289	7,788	7,788
第6期末 （平成18年4月20日）	220	220	9,779	9,779
第7期末 （平成19年4月20日）	221	218	11,034	10,929
第8期末 （平成20年4月21日）	169	169	8,943	8,943
第9期末 （平成21年4月20日）	117	117	5,534	5,534
第10期末 （平成22年4月20日）	173	173	7,012	7,012
平成21年 5月末	117	-	5,609	-
6月末	122	-	5,703	-
7月末	129	-	6,007	-
8月末	134	-	6,062	-
9月末	136	-	6,066	-
10月末	138	-	6,196	-
11月末	134	-	6,028	-
12月末	143	-	6,579	-
平成22年 1月末	134	-	6,191	-
2月末	145	-	6,270	-
3月末	163	-	6,909	-
4月末	180	-	7,159	-
5月末	170	-	6,331	-

【分配の推移】

安田アメリカ株式ファンド

計算期	1万口当たりの収益分配金（円）
第1期末（平成13年4月20日）	0
第2期末（平成14年4月22日）	0
第3期末（平成15年4月21日）	0
第4期末（平成16年4月20日）	0
第5期末（平成17年4月20日）	0
第6期末（平成18年4月20日）	0
第7期末（平成19年4月20日）	110
第8期末（平成20年4月21日）	0
第9期末（平成21年4月20日）	0
第10期末（平成22年4月20日）	0

（注）分配金額には外国所得税控除額第7期末4円98銭を含みます。

【収益率の推移】

安田アメリカ株式ファンド

計算期	収益率（％）
第1期末（平成13年4月20日）	2.0
第2期末（平成14年4月22日）	4.2
第3期末（平成15年4月21日）	26.8
第4期末（平成16年4月20日）	14.7
第5期末（平成17年4月20日）	1.2
第6期末（平成18年4月20日）	25.6
第7期末（平成19年4月20日）	12.8
第8期末（平成20年4月21日）	18.2
第9期末（平成21年4月20日）	38.1
第10期末（平成22年4月20日）	26.7

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数第二位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

安田アメリカ株式ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	1,921,571,927	306,915	1,921,265,012
第2期	845,943,480	176,071,212	2,591,137,280
第3期	158,317,634	124,835,739	2,624,619,175
第4期	90,682,100	1,576,679,347	1,138,621,928
第5期	90,493,568	856,789,526	372,325,970
第6期	28,001,740	174,959,928	225,367,782
第7期	82,515,863	107,526,195	200,357,450
第8期	97,708,274	109,021,900	189,043,824
第9期	72,734,803	48,581,164	213,197,463
第10期	82,575,339	47,726,583	248,046,219

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）第1期の設定口数には、当初募集期間中にかかる設定口数を含んで表示しております。

< 参考情報 >

2010年5月31日現在

基準価額・総資産の推移



※基準価額（分配金再投資）および設定来収益率は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配の推移	
2010年4月	0円
2009年4月	0円
2008年4月	0円
2007年4月	110円
2006年4月	0円
設定来累計	110円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	6,331円
純資産総額	1.7億円
設定来収益率	-36.1%

主要な資産の状況

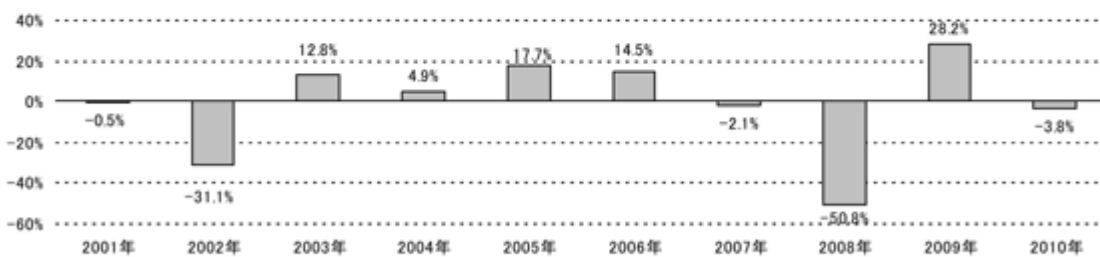
組入上位 10 銘柄

※マザーファンドベース。組入れ比率は純資産総額に対する比率

組入れ銘柄数 323 銘柄

銘柄名	業種	組入比率
1 EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2.94%
2 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.31%
3 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1.92%
4 IBM	ソフトウェア・サービス	1.77%
5 PROCTER AND GAMBLE	家庭用品・パーソナル用品	1.66%
6 GENERAL ELECTRIC CO	資本財	1.62%
7 JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	1.61%
8 BANK OF AMERICA CORP	各種金融	1.61%
9 JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.56%
10 CHEVRON CORP	エネルギー	1.53%

年間収益率の推移



※収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した騰落率です。

※2010年は5月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの証券取引所が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

（2）申込単位

申込単位は、委託会社の承認を得て販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動けいぞく投資に関する契約（以下、「別に定める契約」といいます。）および「定時定額購入取引」等を締結した場合は、当該契約に規定する単位でのお申込になります。

（3）申込価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（2）解約受付

換金申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの証券取引所が休業日の場合は、解約の受付を行いません。

（3）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（4）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

資産の種類	評価方法
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、取得した国の市場における最終相場）により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月21日から翌年4月20日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

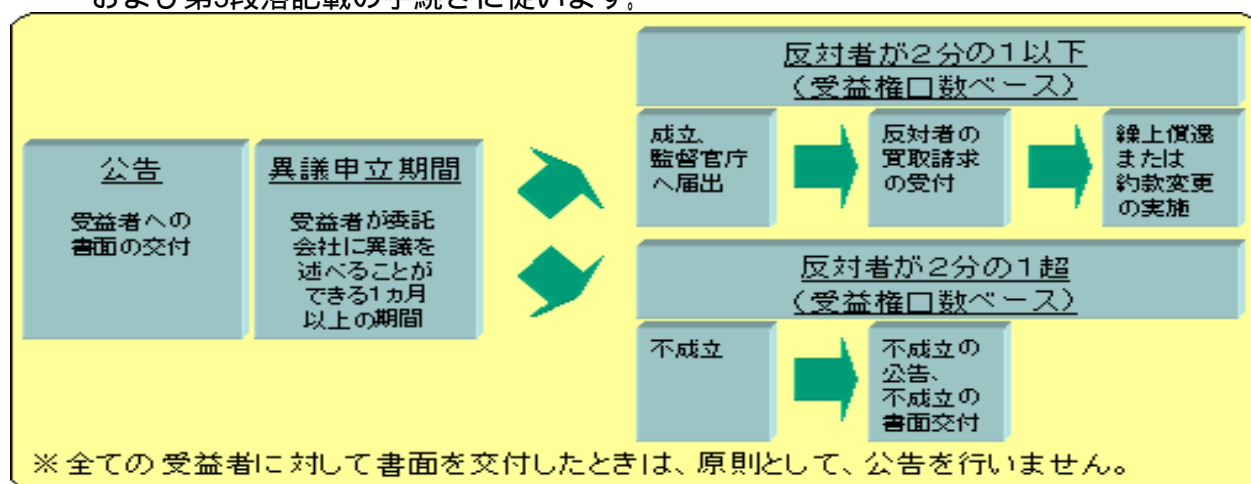
前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- 2) 信託契約に関する監督官庁の命令
委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。
委託会社と投資顧問会社との間の契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

（２）換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

（４）反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）については、同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）については、同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）及び第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

安田アメリカ株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年4月20日現在)	第10期 (平成22年4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,000,000	1,300,000
親投資信託受益証券	117,682,528	173,644,569
未収利息	1	1
流動資産合計	118,682,529	174,944,570
資産合計	118,682,529	174,944,570
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	11,071
未払受託者報酬	52,619	75,834
未払委託者報酬	631,365	909,914
その他未払費用	5,204	7,523
流動負債合計	689,188	1,004,342
負債合計	689,188	1,004,342
純資産の部		
元本等		
元本	213,197,463	248,046,219
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	95,204,122	74,105,991
(分配準備積立金)	13,270,619	13,032,163
元本等合計	117,993,341	173,940,228
純資産合計	117,993,341	173,940,228
負債純資産合計	118,682,529	174,944,570

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期 (自平成20年4月22日 至平成21年4月20日)	第10期 (自平成21年4月21日 至平成22年4月20日)
営業収益		
受取利息	16	2
有価証券売買等損益	60,123,838	35,054,114
営業収益合計	60,123,822	35,054,116
営業費用		
受託者報酬	136,044	142,068
委託者報酬	1,632,422	1,704,695
その他費用	13,488	14,086
営業費用合計	1,781,954	1,860,849
営業利益又は営業損失()	61,905,776	33,193,267
経常利益又は経常損失()	61,905,776	33,193,267
当期純利益又は当期純損失()	61,905,776	33,193,267
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,969,260	2,211,854
期首剰余金又は期首欠損金()	19,976,600	95,204,122
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,028,478	21,096,090
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,028,478	21,096,090
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,319,484	30,979,372
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,319,484	30,979,372
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	95,204,122	74,105,991

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第9期 (自平成20年4月22日 至平成21年4月20日)	第10期 (自平成21年4月21日 至平成22年4月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成20年4月22日から平成21年4月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成21年4月21日から平成22年4月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第9期 (平成21年4月20日現在)	第10期 (平成22年4月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 213,197,463口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 248,046,219口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 95,204,122円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 74,105,991円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5534円 (10,000口当たり純資産額) (5,534円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7012円 (10,000口当たり純資産額) (7,012円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 (自平成20年4月22日 至平成21年4月20日)	第10期 (自平成21年4月21日 至平成22年4月20日)																																								
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 260,020円	1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 272,080円																																								
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、35,486,033円(10,000口当たり1,664円45銭)であり、分配金額は0円としております。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、43,729,427円(10,000口当たり1,762円94銭)であり、分配金額は0円としております。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A 1,066,796円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B -円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 22,215,414円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 12,203,823円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E 35,486,033円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F 213,197,463口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)</td> <td>G 1,664円 45銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H -円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F × H ÷ 10,000)</td> <td>I -円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A 1,066,796円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円	収益調整金額	C 22,215,414円	分配準備積立金額	D 12,203,823円	分配対象額(A+B+C+D)	E 35,486,033円	期末受益権口数	F 213,197,463口	10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G 1,664円 45銭	10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭	分配金額(F × H ÷ 10,000)	I -円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A 2,368,967円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B -円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 30,697,264円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 10,663,196円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E 43,729,427円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F 248,046,219口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)</td> <td>G 1,762円 94銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H -円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F × H ÷ 10,000)</td> <td>I -円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A 2,368,967円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円	収益調整金額	C 30,697,264円	分配準備積立金額	D 10,663,196円	分配対象額(A+B+C+D)	E 43,729,427円	期末受益権口数	F 248,046,219口	10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G 1,762円 94銭	10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭	分配金額(F × H ÷ 10,000)	I -円
項目	金額または口数																																								
配当等収益額（費用控除後）	A 1,066,796円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円																																								
収益調整金額	C 22,215,414円																																								
分配準備積立金額	D 12,203,823円																																								
分配対象額(A+B+C+D)	E 35,486,033円																																								
期末受益権口数	F 213,197,463口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G 1,664円 45銭																																								
10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭																																								
分配金額(F × H ÷ 10,000)	I -円																																								
項目	金額または口数																																								
配当等収益額（費用控除後）	A 2,368,967円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円																																								
収益調整金額	C 30,697,264円																																								
分配準備積立金額	D 10,663,196円																																								
分配対象額(A+B+C+D)	E 43,729,427円																																								
期末受益権口数	F 248,046,219口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G 1,762円 94銭																																								
10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭																																								
分配金額(F × H ÷ 10,000)	I -円																																								

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第9期 （自平成20年4月22日 至平成21年4月20日）	第10期 （自平成21年4月21日 至平成22年4月20日）
1．金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	-	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	-	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第9期 (自平成20年4月22日 至平成21年4月20日)	第10期 (自平成21年4月21日 至平成22年4月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	-	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期(自平成20年4月22日 至 平成21年4月20日)

該当事項はございません。

第10期(自平成21年4月21日 至 平成22年4月20日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第9期 (自平成20年4月22日 至平成21年4月20日)	第10期 (自平成21年4月21日 至平成22年4月20日)
期首元本額	189,043,824円	213,197,463円
期中追加設定元本額	72,734,803円	82,575,339円
期中一部解約元本額	48,581,164円	47,726,583円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第9期 (自平成20年4月22日 至平成21年4月20日)	
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	117,682,528	49,370,359
合計	117,682,528	49,370,359

	第10期 (自平成21年4月21日 至平成22年4月20日)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	32,733,049	
合計	32,733,049	

3. デリバティブ取引関係

第9期(自平成20年4月22日 至 平成21年4月20日)

該当事項はございません。

第10期(自平成21年4月21日 至 平成22年4月20日)

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成22年４月20日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成22年４月20日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	安田アメリカ株マザーファンド	210,325,302	173,644,569	
合計		210,325,302	173,644,569	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「安田アメリカ株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

安田アメリカ株マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成22年4月20日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	4,724,094
コール・ローン	26,567,610
株式	1,012,598,866
投資信託受益証券	2,230,457
投資証券	821,576
未収配当金	935,815
未収利息	36
流動資産合計	1,047,878,454
資産合計	1,047,878,454
負債の部	
流動負債	
未払解約金	228,956
流動負債合計	228,956
負債合計	228,956
純資産の部	
元本等	
元本	1,269,010,779
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	221,361,281
元本等合計	1,047,649,498
純資産合計	1,047,649,498
負債純資産合計	1,047,878,454

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成21年4月21日 至 平成22年4月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成22年4月20日現在であります。なお、当親投資信託の計算期間は、平成21年4月21日から平成22年4月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成22年4月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自平成21年4月21日 至 平成22年4月20日）の元本状況	
期首（平成21年4月21日）の元本額	1,247,364,565円
対象期間中の追加設定元本額	181,355,185円
対象期間中の一部解約元本額	159,708,971円
平成22年4月20日現在の元本額の内訳	
安田アメリカ株式ファンド	210,325,302円
安田ライフプランファンド20	60,631,251円
安田ライフプランファンド50	163,510,976円
安田ライフプランファンド70	116,781,511円
フコク株25大河	89,375,851円
フコク株50大河	188,325,179円
フコク株75大河	209,304,340円
楽天資産形成ファンド	45,328,386円
安田アメリカ株式ファンドV A 適格機関投資家専用	29,756,536円
安田ライフプランファンド20V A 適格機関投資家専用	46,624,333円
安田ライフプランファンド50V A 適格機関投資家専用	68,166,112円
安田ライフプランファンド70V A 適格機関投資家専用	21,723,205円
大河25V A 適格機関投資家専用	7,826,319円
大河50V A 適格機関投資家専用	7,717,203円
大河75V A 適格機関投資家専用	3,614,275円
計	1,269,010,779円
2. 元本の欠損	221,361,281円
3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8256円
(10,000口当たり純資産額)	(8,256円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成22年4月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	276	142.46	39,318.96	
	ABBOTT LABORATORIES	1,429	52.91	75,608.39	
	AES CORP	1,649	11.56	19,062.44	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP (IBM)	1,446	132.23	191,204.58	
	ADVANCED MICRO DEVICES	1,699	9.58	16,276.42	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	271	75.85	20,555.35	
	ALLERGAN INC	68	63.20	4,297.60	
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS & CO	708	39.37	27,873.96	
	ALLSTATE CORP	696	34.19	23,796.24	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,082	45.75	49,501.50	
	ALTERA CORPORATION	412	26.07	10,740.84	
	ALCOA INC	733	13.72	10,056.76	
	AMGEN INC	684	61.07	41,771.88	
	HESS CORP	499	63.48	31,676.52	
	AMERICAN EXPRESS CO	1,401	45.76	64,109.76	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	183	33.80	6,185.40	
	AFLAC INC	685	54.59	37,394.15	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	289	73.32	21,189.48	
	QWEST COMMUNICATIONS INTL	2,925	5.32	15,561.00	
	VALERO ENERGY CORP	400	19.01	7,604.00	
	APOLLO GROUP INC-CL A	164	65.12	10,679.68	
	APACHE CORP	205	105.18	21,561.90	
	COMCAST CORP-CL A	3,571	18.58	66,349.18	
	APPLE INC	920	247.07	227,304.40	
	APPLIED MATERIALS INC	316	14.30	4,518.80	
	ARCHER-DANIELS-MIDLANDCO	1,131	28.26	31,962.06	
	AMEREN CORPORATION	383	26.30	10,072.90	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	409	44.72	18,290.48	
	AUTOZONE INC	38	180.00	6,840.00	
	AVON PRODUCTS INC	609	33.73	20,541.57	
	BMC SOFTWARE INC	586	39.98	23,428.28	
	BJ SERVICES CO	486	21.70	10,546.20	
	BAKER HUGHES INC	397	47.63	18,909.11	
	BALL CORP	393	54.06	21,245.58	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,795	79.48	142,666.60	
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	661	36.75	24,291.75	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	457	59.33	27,113.81	
	BED BATH & BEYOND INC	353	45.54	16,075.62	
	BECTON DICKINSON & CO	238	78.46	18,673.48	
	BEMIS COMPANY	295	30.67	9,047.65	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,761	29.73	82,084.53	
	BEST BUY COMPANY INC	718	44.89	32,231.02	
	YUM BRANDS INC	548	42.68	23,388.64	

FIRSTENERGY CORP	581	37.54	21,810.74
SLM CORP	1,469	12.65	18,582.85
BOEING CO	875	70.96	62,090.00
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	152	58.63	8,911.76
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,653	25.81	42,663.93
ONEOK INC	272	47.39	12,890.08
SEMPRA ENERGY	444	49.50	21,978.00
FEDEX CORP	222	92.55	20,546.10
VERISIGN INC	401	26.84	10,762.84
AMPHENOL CORP-CL A	307	44.02	13,514.14
CSX CORP	224	54.20	12,140.80
CAMPBELL SOUP CO	462	35.75	16,516.50
CARDINAL HEALTH INC	787	35.14	27,655.18
CATERPILLAR INC	358	66.99	23,982.42
CELGENE CORP	194	60.67	11,769.98
CENTURYTEL INC	226	36.20	8,181.20
CEPHALON INC	142	66.77	9,481.34
JPMORGAN CHASE & CO	4,169	45.39	189,230.91
CHUBB CORP	675	52.21	35,241.75
CIGNA CORP	611	35.30	21,568.30
CINCINNATI FINANCIAL CORP	408	29.56	12,060.48
CINTAS CORP	254	27.99	7,109.46
CISCO SYSTEMS INC	5,769	27.06	156,109.14
CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	135	68.71	9,275.85
COCA-COLA CO	2,021	55.32	111,801.72
COCA-COLA ENTERPRISES	343	28.15	9,655.45
COLGATE-PALMOLIVECO	347	84.15	29,200.05
AON CORP	719	43.34	31,161.46
NRG ENERGY INC	1,037	22.06	22,876.22
CA INC	693	22.86	15,841.98
COMPUTER SCIENCES CORP	444	54.85	24,353.40
CONAGRA FOODS INC	962	24.85	23,905.70
CONSOLIDATED EDISON INC	355	44.63	15,843.65
SARA LEE CORP	1,656	14.14	23,415.84
CAMERON INTERNATIONAL CORP	604	44.83	27,077.32
CORNING INC	1,475	19.98	29,470.50
SEALED AIR CORP	395	22.56	8,911.20
BROADCOM CORP-CL A	203	34.99	7,102.97
XTO ENERGY INC	782	47.92	37,473.44
CUMMINS INC	397	65.93	26,174.21
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	290	95.15	27,593.50
DANAHER CORP	197	79.92	15,744.24
MOODY'S CORP	687	27.04	18,576.48
AMERICAN TOWER CORP-CL A	97	41.54	4,029.38
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	345	52.05	17,957.25
TARGET CORP	993	56.07	55,677.51
DIAMOND OFFSHORE DRILLING	48	87.79	4,213.92
DEERE & CO	155	60.47	9,372.85

DELL INC	2,908	16.89	49,116.12
MORGAN STANLEY	1,109	29.56	32,782.04
REPUBLIC SERVICES INC	162	30.29	4,906.98
THE WALT DISNEY CO	1,692	36.17	61,199.64
DOVER CORP	58	47.75	2,769.50
DOW CHEMICAL	883	30.77	27,169.91
OMNICOM GROUP	761	41.12	31,292.32
FLOWSERVE CORP	90	114.81	10,332.90
DARDEN RESTAURANTS INC	452	47.21	21,338.92
EBAY INC	1,602	26.32	42,164.64
EMC CORP/MASS	2,588	19.25	49,819.00
BANK OF AMERICA CORP	10,058	18.39	184,966.62
CITIGROUP INC	17,396	4.88	84,892.48
EATON CORP	105	79.15	8,310.75
ECOLAB INC	506	45.51	23,028.06
EMERSON ELECTRIC CO	536	51.65	27,684.40
ENTERGY CORP	297	80.55	23,923.35
EOG RESOURCES INC	246	107.99	26,565.54
EQUIFAX INC	208	34.87	7,252.96
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	61	67.42	4,112.62
EXPRESS SCRIPTS INC	294	102.81	30,226.14
EXXON MOBIL CORP	4,978	68.23	339,648.94
FPL GROUP INC	353	48.41	17,088.73
FAMILY DOLLAR STORES INC	577	38.03	21,943.31
ASSURANT INC	399	34.89	13,921.11
FIFTH THIRD BANCORP	375	14.24	5,340.00
M & T BANK CORP	84	84.10	7,064.40
FISERV INC	376	53.19	19,999.44
MASSEY ENERGY CO	79	44.41	3,508.39
FLIR SYSTEMS INC	199	29.10	5,790.90
MACY'S INC	861	22.90	19,716.90
FOREST LABORATORIES INC	675	28.01	18,906.75
FRANKLIN RESOURCES INC	143	119.22	17,048.46
FREPORT-MCMORAN COPPER	317	80.80	25,613.60
GAP INC	1,253	25.04	31,375.12
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	249	34.75	8,652.75
GENERAL DYNAMICS CORP	644	76.14	49,034.16
GENERAL MILLS INC	210	70.31	14,765.10
GENUINE PARTS CO	373	42.92	16,009.16
GILEAD SCIENCES INC	778	45.74	35,585.72
GOODRICH CORP	34	70.18	2,386.12
MCKESSON CORP	501	64.43	32,279.43
NVIDIA CORP	486	16.98	8,252.28
GENERAL ELECTRIC CO	10,345	18.94	195,934.30
WW GRAINGER INC	107	105.75	11,315.25
HALLIBURTON CO	1,189	31.57	37,536.73
GOLDMAN SACHS GROUP INC	580	163.32	94,725.60
HARRIS CORP	455	49.55	22,545.25

CONSOL ENERGY INC	530	42.71	22,636.30
HASBRO INC	192	40.91	7,854.72
HJ HEINZ CO	407	46.31	18,848.17
HEWLETT-PACKARD CO	2,631	53.64	141,126.84
UNUM GROUP	1,150	25.48	29,302.00
HOME DEPOT INC	1,565	35.17	55,041.05
HUDSON CITY BANCORP INC	1,241	14.44	17,920.04
CENTERPOINT ENERGY INC	310	14.25	4,417.50
HUMANA INC	585	44.66	26,126.10
BIOGEN IDEC INC	379	54.79	20,765.41
ILLINOIS TOOL WORKS	420	48.81	20,500.20
INTUIT INC	444	35.31	15,677.64
INTEL CORP	6,133	24.00	147,192.00
INTERNATIONAL PAPER CO	681	27.44	18,686.64
ITT CORP	472	56.04	26,450.88
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	622	46.77	29,090.94
JOHNSON & JOHNSON	2,541	66.03	167,782.23
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	812	27.60	22,411.20
JOHNSON CONTROLS INC	490	32.71	16,027.90
DEVON ENERGY CORPORATION	223	65.19	14,537.37
KELLOGG CO	218	53.78	11,724.04
KIMBERLY-CLARK CORP	409	62.15	25,419.35
KOHL'S CORP	517	56.76	29,344.92
KROGER CO	1,030	23.50	24,205.00
PACTIV CORPORATION	424	25.52	10,820.48
ELI LILLY & CO	813	36.58	29,739.54
LIMITED BRANDS INC	636	27.26	17,337.36
LINCOLN NATIONAL CORP	203	32.12	6,520.36
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	849	68.29	57,978.21
AGILENT TECHNOLOGIES INC	358	35.16	12,587.28
LOCKHEED MARTIN CORP	548	84.20	46,141.60
LOEWS CORP	627	38.20	23,951.40
LOWE'S COS INC	1,763	26.45	46,631.35
DOMINION RESOURCES INC/VA	175	41.28	7,224.00
IRON MOUNTAIN INC	392	27.37	10,729.04
SCANA CORP	205	38.54	7,900.70
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	325	38.76	12,597.00
MCDONALD'S CORPORATION	815	69.92	56,984.80
MCGRAW-HILL COMPANIES INC	212	34.58	7,330.96
MCAFEE INC	430	40.02	17,208.60
MARSH AND MCLENNAN CO	938	24.75	23,215.50
MATTEL INC	746	23.52	17,545.92
METLIFE INC	991	45.98	45,566.18
MEDTRONIC, INC	911	44.83	40,840.13
CVS CAREMARK CORP	1,970	37.03	72,949.10
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	313	79.33	24,830.29
MICROSOFT CORP	8,114	31.03	251,777.42
MICRON TECHNOLOGY INC	2,098	10.79	22,637.42

3M COMPANY	624	83.90	52,353.60
MOTOROLA INC	1,869	7.39	13,811.91
MURPHY OIL CORP	481	60.08	28,898.48
XCEL ENERGY INC	1,030	21.47	22,114.10
FORD MOTOR CO	4,015	13.60	54,604.00
NATIONAL OILWELL VARCO INC	879	42.54	37,392.66
NETAPP INC	379	34.79	13,185.41
SEARS HOLDINGS CORP	99	107.77	10,669.23
DUN & BRADSTREET CORP	43	76.40	3,285.20
NEWMONT MINING CORP	386	52.22	20,156.92
NIKE INC -CLB	257	75.58	19,424.06
NORDSTROM INC	399	42.19	16,833.81
NORFOLK SOUTHERN CORP	99	59.39	5,879.61
NORTHEAST UTILITIES	217	27.46	5,958.82
COACH INC	611	41.88	25,588.68
NORTHERN TRUST CORP	238	58.37	13,892.06
NORTHROP GRUMMAN CORP	380	66.42	25,239.60
WELLS FARGO & CO	5,371	33.02	177,350.42
MONSANTO CO	307	66.75	20,492.25
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	419	43.81	18,356.39
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	656	84.69	55,556.64
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	340	43.84	14,905.60
ORACLE CORP	3,511	26.19	91,953.09
OWENS-ILLINOIS INC	463	35.59	16,478.17
EXELON CORPORATION	338	43.58	14,730.04
PARKER HANNIFIN CORP	124	69.39	8,604.36
J.C.PENNEY CO INC	279	31.46	8,777.34
PEPSICO, INC	1,448	66.12	95,741.76
PFIZER INC	7,572	16.79	127,133.88
CONOCOPHILLIPS	1,446	56.64	81,901.44
P G & E CORP	705	42.75	30,138.75
PITNEY BOWES INC	379	24.94	9,452.26
ALTRIA GROUP INC	1,118	20.93	23,399.74
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	614	63.50	38,989.00
AETNA INC	877	31.94	28,011.38
FLUOR CORP	546	50.80	27,736.80
PPG INDUSTRIES INC	113	70.20	7,932.60
PRAXAIR INC	158	87.13	13,766.54
PRECISION CASTPARTS CORP	114	122.92	14,012.88
COSTCO WHOLESALE CORP	673	59.47	40,023.31
T ROWE PRICE GROUP INC	209	57.65	12,048.85
QUEST DIAGNOSTICS	387	59.86	23,165.82
THE PROCTER AND GAMBLE CO	2,780	63.22	175,751.60
THE PROGRESSIVE CORP	1,576	20.73	32,670.48
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	810	30.26	24,510.60
QUALCOMM INC	1,370	42.75	58,567.50
US BANCORP	1,766	27.61	48,759.26
ROSS STORES INC	398	56.06	22,311.88

PEABODY ENERGY CORP	517	45.42	23,482.14
RAYTHEON COMPANY	719	58.61	42,140.59
RYDER SYSTEM INC	266	43.36	11,533.76
FMC TECHNOLOGIES INC	356	65.01	23,143.56
KRAFT FOODS INC-A	1,431	30.79	44,060.49
SANDISK CORP	315	36.69	11,557.35
SAFEWAY INC	326	26.22	8,547.72
ROCKWELL COLLINS INC	150	63.93	9,589.50
ST JUDE MEDICAL INC	655	40.90	26,789.50
TRAVELERS COS INC/THE	916	53.19	48,722.04
MERCK & CO. INC.	3,088	35.90	110,859.20
SCHLUMBERGER LIMITED	1,270	65.24	82,854.80
THE CHARLES SCHWAB CORP	914	19.06	17,420.84
ZIMMER HOLDINGS INC	246	60.37	14,851.02
WELLPOINT INC	745	60.55	45,109.75
AMERISOURCEBERGEN CORP	902	29.82	26,897.64
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	952	29.67	28,245.84
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	99	73.17	7,243.83
SIGMA-ALDRICH	297	56.04	16,643.88
SMITH INTERNATIONAL INC	400	43.98	17,592.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	735	63.67	46,797.45
SOUTHWESTERN ENERGY CO	298	39.70	11,830.60
EDISON INTERNATIONAL	498	33.85	16,857.30
SOUTHERN CO	339	34.09	11,556.51
BB&T CORP	478	34.01	16,256.78
SOUTHWEST AIRLINES CO	1,539	13.75	21,161.25
AT & T INC	6,353	26.38	167,592.14
CHEVRON CORP	2,116	81.32	172,073.12
MEADWESTVACO CORP	484	26.80	12,971.20
STAPLES, INC	1,250	24.18	30,225.00
STATE STREET CORP	727	47.25	34,350.75
STARBUCKS CORP	1,206	24.90	30,029.40
STRYKER CORP	472	57.47	27,125.84
DEAN FOODS CO	198	16.75	3,316.50
SYMANTEC CORP	1,129	16.81	18,978.49
SYSCO CORP	1,169	29.92	34,976.48
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,684	26.43	44,508.12
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	517	53.41	27,612.97
TORCHMARK CORP	125	54.83	6,853.75
DAVITA INC	187	64.99	12,153.13
TYSON FOODS INC-CL A	1,176	19.90	23,402.40
MARATHON OIL CORP	719	32.05	23,043.95
UNION PACIFIC CORP	345	75.39	26,009.55
UNITED TECHNOLOGIES CORP	1,082	73.76	79,808.32
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,733	31.23	54,121.59
SPRINT NEXTEL CORP	3,570	4.19	14,958.30
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	272	56.16	15,275.52
WALGREEN CO	1,419	36.13	51,268.47

	WAL-MART STORES, INC	2,463	54.39	133,962.57	
	WASTE MANAGEMENT INC	797	35.11	27,982.67	
	WATERS CORP	68	70.93	4,823.24	
	JM SMUCKER CO/THE	196	62.43	12,236.28	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	675	63.06	42,565.50	
	WESTERN DIGITAL CORP	646	39.58	25,568.68	
	WHIRLPOOL CORP	207	93.60	19,375.20	
	NABORS INDUSTRIES LTD	46	19.66	904.36	
	WHOLE FOODS MARKET INC	161	38.62	6,217.82	
	CME GROUP INC	22	321.07	7,063.54	
	WILLIAMS COS INC	763	23.66	18,052.58	
	WISCONSIN ENERGY CORP	231	50.77	11,727.87	
	XEROX CORP	2,519	10.71	26,978.49	
	XILINX INC	322	27.26	8,777.72	
	YAHOO! INC	737	18.39	13,553.43	
	THE TJX COMPANIES INC	865	45.49	39,348.85	
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	738	18.34	13,534.92	
	GOOGLE INC-CL A	215	550.10	118,271.50	
	NEWS CORP INC-CL A WHEN ISS	1,276	15.78	20,135.28	
	MOLSON COORS BREWING CO -B	228	43.76	9,977.28	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	75	86.89	6,516.75	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	532	47.67	25,360.44	
	GAMESTOP CORP-CLASS A	770	25.30	19,481.00	
	VIACOM INC-CLASS B	1,065	34.80	37,062.00	
	MASTERCARD INC-CLASS A	42	257.30	10,806.60	
	DUKE ENERGY CORP	186	16.07	2,989.02	
	WESTERN UNION CO	1,481	17.30	25,621.30	
	SAIC INC	1,255	18.19	22,828.45	
	SPECTRA ENERGY CORP	674	23.16	15,609.84	
	NYSE EURONEXT	348	31.59	10,993.32	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,472	15.67	23,066.24	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	686	32.14	22,048.04	
	TERADATA CORP	299	30.23	9,038.77	
	INVESCO LTD	403	22.07	8,894.21	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,590	51.35	81,646.50	
	VISA INC-CLASS A SHARES	300	93.12	27,936.00	
	CAREFUSION CORP	260	27.68	7,196.80	
	DIRECTV-CLASS A	778	36.16	28,132.48	
	TIME WARNER CABLE	119	52.20	6,211.80	
	TIME WARNER INC	866	32.71	28,326.86	
小計		310,127		10,932,831.64	
				(1,012,598,866)	
合計				1,012,598,866	
				(1,012,598,866)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式323銘柄	96.7%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年4月20日現在)

通貨	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	SPDR S&P 500 ETF TRUST	201	119.81	24,081.81	
小計		201		24,081.81	
				(2,230,457)	
投資証券					
米ドル	PLUM CREEK TIMBER CO	26	40.23	1,045.98	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	81	82.90	6,714.90	
	PUBLIC STORAGE	12	92.46	1,109.52	
小計		119		8,870.40	
				(821,576)	
合計				3,052,033	
				(3,052,033)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	0.2%	73.1%
	投資証券 3 銘柄	0.1%	26.9%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

安田アメリカ株式ファンド

（平成22年5月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	170,671,563円
負債総額	266,000円
純資産総額（ - ）	170,405,563円
発行済数量	269,147,088口
1万口当たり純資産額（ / *10,000）	6,331円

参考

親投資信託の現況は以下のとおりです。

純資産額計算書

安田アメリカ株マザーファンド

（平成22年5月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	984,379,041円
負債総額	24,144,037円
純資産総額（ - ）	960,235,004円
発行済数量	1,290,265,000口
1万口当たり純資産額（ / *10,000）	7,442円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

(5) 振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、

一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

(平成22年5月末現在)

資本金	26億円
発行する株式の総数	16万株
発行済株式総数	11万5600株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

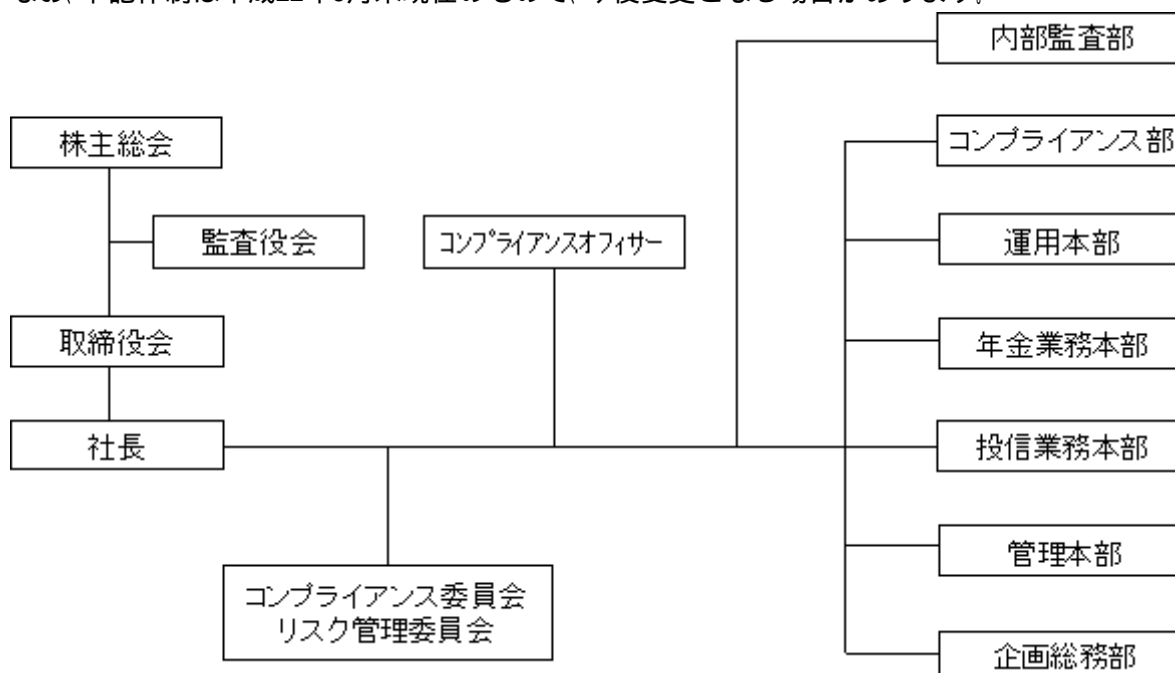
(2) 会社の機構

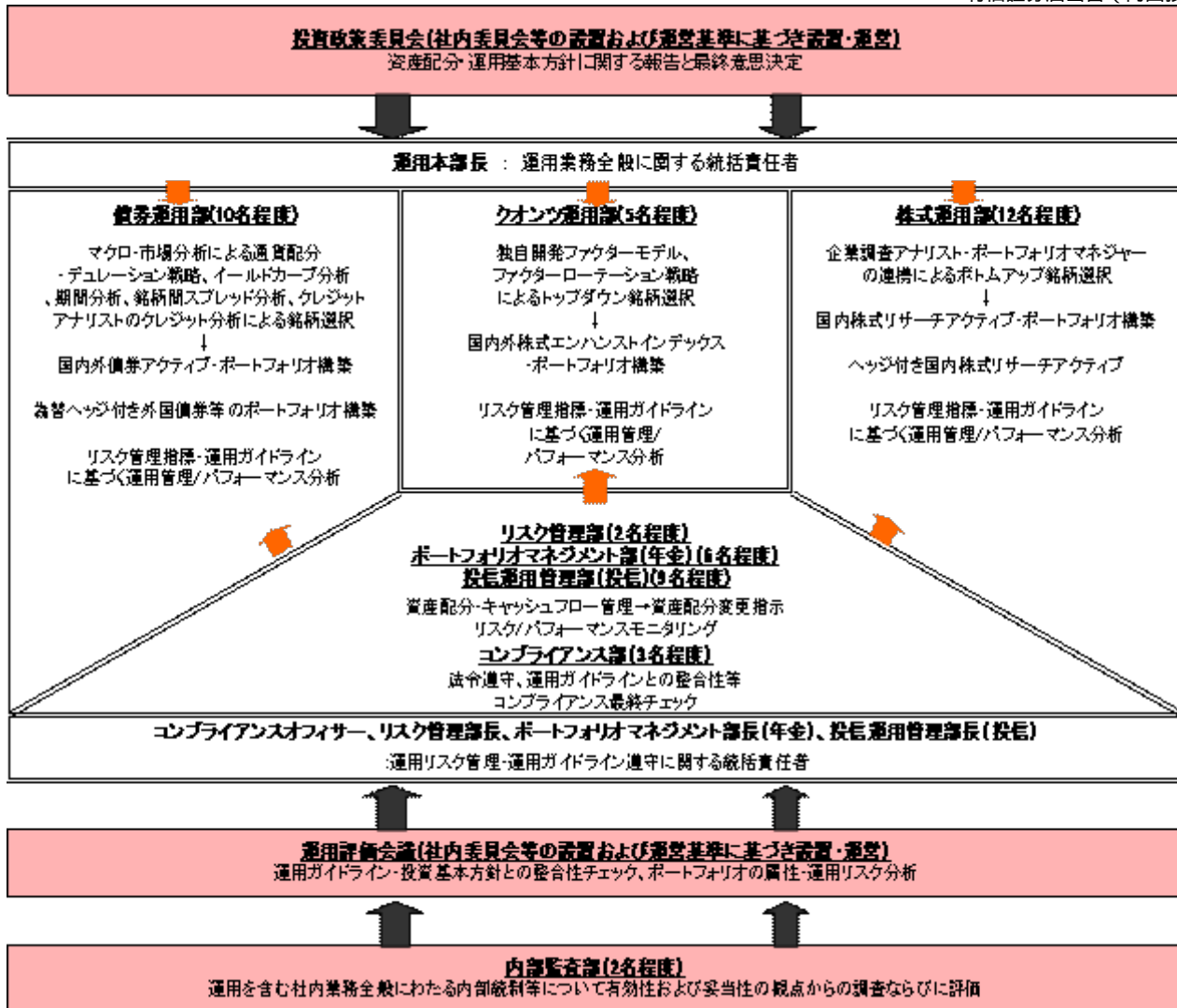
(経営体制と運用体制)

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の業務を監督します。また、ファンド運用の基本方針、重要事項を決定する投資政策委員会、リスク管理状況をチェックする運用評価会議をおき、運営しています。

ファンドの運用体制は次の通りです。

なお、下記体制は平成22年5月末現在のもので、今後変更となる場合があります。





2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。（平成22年5月末現在）

種類	本数	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	36
追加型株式投資信託	81	2,751
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
合計	84	2,787

3【委託会社等の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び第12期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第11期 (平成21年3月31日現在)		第12期 (平成22年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,123,431		2,789,275
前払費用		34,920		30,092
未収入金		-		400
未収委託者報酬		309,359		376,268
未収運用受託報酬	2	47,231	2	43,891
未収投資助言報酬	2	55,320	2、3	51,222
未収還付法人税等		32,227		490
未収消費税等		17,677		-
その他流動資産		5,965		349
流動資産計		3,626,134		3,291,990
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	57,092	1	0
器具備品	1	50,821	1	168
有形固定資産計		107,913		168
無形固定資産				
ソフトウェア		17,506		0
電話加入権		4,324		0
その他無形固定資産		93		0
無形固定資産計		21,924		0
投資その他の資産				
長期前払費用		1,232		795
長期差入保証金		177,826		177,826
投資その他の資産計		179,058		178,621
固定資産計		308,897		178,790
資産合計		3,935,031		3,470,780

（単位：千円）

	第11期 （平成21年3月31日現在）	第12期 （平成22年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	6,182	7,372
未払金	102,930	131,478
未払手数料	2	2
未払費用	105,129	122,346
未払法人税等	-	5,636
未払消費税等	5,569	3,152
賞与引当金	56,231	45,996
流動負債計	276,043	315,983
固定負債		
退職給付引当金	23,821	26,464
固定負債計	23,821	26,464
負債合計	299,864	342,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	362,916	143,917
利益剰余金計	388,916	117,917
株主資本計	3,635,166	3,128,332
純資産合計	3,635,166	3,128,332
負債・純資産合計	3,935,031	3,470,780

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第11期		第12期	
	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,134,231		2,044,648
受入手数料		50,488		41,986
運用受託報酬	1	506,704	1	451,493
投資助言報酬	1	129,235	1	97,702
営業収益計		2,820,660		2,635,830
営業費用				
支払手数料	1	766,367	1	734,910
広告宣伝費		12,867		12,755
公告費		1,178		-
調査費		865,325		825,782
調査費		328,473		320,533
委託調査費		535,416		503,991
図書費		1,435		1,257
委託計算費		60,702		60,370
営業雑経費		84,024		84,092
印刷費		65,600		65,788
その他雑経費		18,424		18,303
営業費用計		1,790,465		1,717,910
一般管理費				
給料		712,599		709,559
役員報酬		57,749		79,436
給料・手当		552,981		536,290
賞与		101,868		93,832
交際費		4,135		1,226
寄付金		300		200
旅費交通費		23,065		16,672
租税公課		11,669		10,372
不動産賃借料		151,538		154,230
退職給付費用		19,077		18,072
賞与引当金繰入		56,231		45,996
固定資産減価償却費		47,262		46,903
諸経費		217,534		217,615
一般管理費計		1,243,414		1,220,849
営業損失()		213,219		302,929

(単位：千円)

	第11期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第12期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	10,527	3,269
雑収入	247	1,270
営業外収益計	10,774	4,540
営業外費用		
固定資産除却損	1,950	1,202
為替差損	-	557
雑損失	60	642
営業外費用計	2,010	2,401
経常損失()	204,455	300,789
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
前期損益修正損	-	1,114
減損損失	-	3 192,813
貸倒引当金繰入	-	9,825
臨時法務費用	2 9,835	-
特別損失計	9,835	203,753
税引前当期純損失()	214,291	504,543
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	39,374	-
当期純損失()	255,955	506,833

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第12期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	650,084	362,916
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	362,916	143,917
株主資本合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332
純資産合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332

重要な会計方針

項目	第11期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第12期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1)</p> <hr/> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)																						
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">33,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">111,295千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">793千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">39,593千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,241千円</td> </tr> </table> <p>3</p>	建物	33,650千円	器具備品	111,295千円	未収運用受託報酬	793千円	未収投資助言報酬	39,593千円	未払手数料	11,241千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">42,498千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">110,250千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">870千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">40,705千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">13,225千円</td> </tr> </table> <p>3 下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">9,825千円</td> </tr> </table>	建物	42,498千円	器具備品	110,250千円	未収運用受託報酬	870千円	未収投資助言報酬	40,705千円	未払手数料	13,225千円	未収投資助言報酬	9,825千円
建物	33,650千円																						
器具備品	111,295千円																						
未収運用受託報酬	793千円																						
未収投資助言報酬	39,593千円																						
未払手数料	11,241千円																						
建物	42,498千円																						
器具備品	110,250千円																						
未収運用受託報酬	870千円																						
未収投資助言報酬	40,705千円																						
未払手数料	13,225千円																						
未収投資助言報酬	9,825千円																						

(損益計算書関係)

第11期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第12期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																														
<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,666千円</td> </tr> <tr> <td>投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">81,260千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">50,116千円</td> </tr> </table> <p>2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。</p> <p>3</p>	運用受託報酬	1,666千円	投資助言報酬	81,260千円	支払手数料	50,116千円	<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,422千円</td> </tr> <tr> <td>投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">77,334千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">49,452千円</td> </tr> </table> <p>2</p> <p>3 減損損失</p> <p>当社は以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 30%;">用途</th> <th style="width: 50%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都千代田区</td> <td style="text-align: center;">本社設備等</td> <td>建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>前事業年度及び当事業年度と二期連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">48,504千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">44,785千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">95,123千円</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">4,324千円</td> </tr> <tr> <td>その他無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">75千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">192,813千円</td> </tr> </table> <p>(4) 資産のグルーピング方法</p> <p>投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は正味売却価額を適用しております。</p>	運用受託報酬	1,422千円	投資助言報酬	77,334千円	支払手数料	49,452千円	場所	用途	種類	東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産	建物	48,504千円	器具備品	44,785千円	ソフトウェア	95,123千円	電話加入権	4,324千円	その他無形固定資産	75千円	計	192,813千円
運用受託報酬	1,666千円																														
投資助言報酬	81,260千円																														
支払手数料	50,116千円																														
運用受託報酬	1,422千円																														
投資助言報酬	77,334千円																														
支払手数料	49,452千円																														
場所	用途	種類																													
東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産																													
建物	48,504千円																														
器具備品	44,785千円																														
ソフトウェア	95,123千円																														
電話加入権	4,324千円																														
その他無形固定資産	75千円																														
計	192,813千円																														

(株主資本等変動計算書関係)

第11期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第12期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	115,600	-	-	115,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第11期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第12期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品に関する注記）

第12期（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年 3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,789,275	2,789,275	-
(2) 未収委託者報酬	376,268	376,268	-
(3) 未収運用受託報酬	43,891	43,891	-
(4) 未収投資助言報酬	61,047		
貸倒引当金（ 1 ）	9,825		
	51,222	51,222	-
(5) 長期差入保証金	177,826	177,826	-
資産計	3,438,483	3,438,483	-
(1) 未払金	131,478	131,478	-
(2) 未払費用	122,346	122,346	-
負債計	253,825	253,825	-

（ 1 ）未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月 1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない9,825千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を

予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

（有価証券関係）

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

第12期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 （平成21年3月31日現在）	第12期 （平成22年3月31日現在）
<p>1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>(1) 退職給付債務 23,821千円 (2) 退職給付引当金 23,821千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>(1) 退職給付債務 26,464千円 (2) 退職給付引当金 26,464千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 退職給付費用 18,072千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,796千円が含まれております。</p>

（ストック・オプション等関係）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">（繰延税金資産）</p> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 60px;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">87,823千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,880千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">法定福利費</td> <td style="text-align: right;">2,864千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,081千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">116,650千円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 60px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,692千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">その他</td> <td style="text-align: right;">113千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,806千円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産計</p> <p style="padding-left: 60px;">126,457千円</p> <p style="padding-left: 40px;">評価性引当金</p> <p style="padding-left: 60px;">125,201千円</p> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産合計</p> <p style="padding-left: 60px;">1,255千円</p> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金負債（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 60px;">未収事業税</td> <td style="text-align: right;">1,255千円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金負債合計</p> <p style="padding-left: 60px;">1,255千円</p> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産の純額</p> <p style="padding-left: 60px;">- 千円</p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。</p>	税務上の繰越欠損金	87,823千円	賞与引当金	22,880千円	法定福利費	2,864千円	その他	3,081千円	計	116,650千円	退職給付引当金	9,692千円	その他	113千円	計	9,806千円	未収事業税	1,255千円	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">（繰延税金資産）</p> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 60px;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">212,144千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">18,715千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">貸倒引当金繰入</td> <td style="text-align: right;">3,997千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">法定福利費</td> <td style="text-align: right;">2,392千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,582千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">240,833千円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 60px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">78,455千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">10,768千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">その他</td> <td style="text-align: right;">94千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,319千円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産計</p> <p style="padding-left: 60px;">330,153千円</p> <p style="padding-left: 40px;">評価性引当金</p> <p style="padding-left: 60px;">330,153千円</p> <p style="padding-left: 40px;">繰延税金資産合計</p> <p style="padding-left: 60px;">- 千円</p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。</p>	税務上の繰越欠損金	212,144千円	賞与引当金	18,715千円	貸倒引当金繰入	3,997千円	法定福利費	2,392千円	その他	3,582千円	計	240,833千円	減損損失	78,455千円	退職給付引当金	10,768千円	その他	94千円	計	89,319千円
税務上の繰越欠損金	87,823千円																																						
賞与引当金	22,880千円																																						
法定福利費	2,864千円																																						
その他	3,081千円																																						
計	116,650千円																																						
退職給付引当金	9,692千円																																						
その他	113千円																																						
計	9,806千円																																						
未収事業税	1,255千円																																						
税務上の繰越欠損金	212,144千円																																						
賞与引当金	18,715千円																																						
貸倒引当金繰入	3,997千円																																						
法定福利費	2,392千円																																						
その他	3,582千円																																						
計	240,833千円																																						
減損損失	78,455千円																																						
退職給付引当金	10,768千円																																						
その他	94千円																																						
計	89,319千円																																						

（企業結合等関係）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	39,593 793 11,276

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 78,756 費用 50,408	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	40,705 870 13,261

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（ 1株当たり情報 ）

第11期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）		第12期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	31,446円07銭	1株当たり純資産額	27,061円70銭
1株当たり当期純損失	2,214円14銭	1株当たり当期純損失	4,384円37銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	255,955千円	当期純損失	506,833千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	255,955千円	普通株式に係る当期純損失	506,833千円
期中平均株式数	115,600株	期中平均株式数	115,600株

（ 重要な後発事象 ）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社との合併について

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。

1 合併の目的

資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客様のニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方角から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。

2 合併の方法及び合併契約の要旨

(1) 合併効力発生日

平成22年10月1日

(2) 合併の方法

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

(3) 合併後の社名（商号）

明治安田アセットマネジメント株式会社

（ 英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd. ）

(4) 合併比率

MDAMアセットマネジメント株式会社は普通株式6,286株を発行し、当社の普通株式1株につき、MDAMアセットマネジメント株式会社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付いたします。

3 合併の相手会社の概要

商号	MDAMアセットマネジメント株式会社
設立年月	昭和61年11月
本社所在地	東京都港区
代表者	佐藤 公俊
資本金(1)	1,000,000千円
営業収益(2)	4,852,874千円
当期純利益(2)	86,407千円
資産(1)	6,798,156千円
負債(1)	504,613千円
純資産(1)	6,293,543千円
役職員数(3)	130人

(1) 平成21年3月31日現在です。

(2) 平成21年3月期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)です。

(3) 平成21年12月31日現在です。

役職員数は非常勤役員を含み、派遣社員を除いております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 委託会社の定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社は、平成22年10月1日にMDAMアセットマネジメント株式会社と合併し、明治安田アセットマネジメント株式会社となる予定です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)
資本金の額	247,260百万円(平成22年3月末現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(1)名称	(2)資本金の額(百万円) (平成22年3月末現在)	(3)事業の内容
岩井証券株式会社	10,004	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	10,000	
楽天証券株式会社	7,477	
株式会社東京都民銀行	48,120	日本において、銀行法に基づき、銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524	
中央三井信託銀行株式会社	399,697	
明治安田生命保険相互会社	410,000	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
	平成22年3月末現在の基金および基金償却積立金の合計	

(3) 投資顧問会社

名称	UBS グローバル・アセット・マネジメント(アメリカズ)インク
資本金の額	平成21年9月末現在 395.36億スイスフラン (約3,443,190百万円 1スイスフラン=87.09円) 親会社であるUBS AGの資本金
事業の内容	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドのマザーファンドである「安田アメリカ株マザーファンド」の運用指図を行います。

3【資本関係】

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株式を114,000株(持株比率98.62%)保有しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田アメリカ株式ファンドの平成21年4月21日から平成22年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田アメリカ株式ファンドの平成22年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、安田投信投資顧問株式会社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約は、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田アメリカ株式ファンドの平成20年4月22日から平成21年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田アメリカ株式ファンドの平成21年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。